

第1回安中市総合計画審議会会議録

(以下、敬称略)

- 【日 時】 令和5年1月12日(木) 午後1時00分～1時45分
【場 所】 市役所本庁第305会議室
【出席委員】 3名(小竹委員、渡辺委員、萩原委員) ※小竹委員はオンライン参加
【事務局】 6名(企画経営部長、秘書政策課長、政策推進室長、担当係員及びジャパン総研)
【配付資料】

- 資料1 審議会次第
資料2 審議会委員名簿
資料3 諮問書の写し
資料4 第2次総合計画3頁の改訂案
・第2次安中市総合計画(冊子)
(追加で配布) 資料5 答申書(案)

【詳 細】

- 1 開会 《秘書政策課長》
- 2 市長挨拶
- 3 委員委嘱及び委員紹介
- 4 会長、副会長の選出
(会長) 小竹委員
(副会長) 萩原委員

5 諮問

(市長退席)

6 協議事項

諮問事項1 第2次安中市総合計画の計画期間の変更について

第2次安中市総合計画の計画期間の変更について [資料3.4]

<説明>事務局

◆計画期間の変更について

- 第2次安中市総合計画の計画期間は、基本構想・基本計画それぞれ令和8年度末までを予定している。
- これに対し、第3次安中市総合計画は令和6年度からの開始を予定している。
- これら二つの計画の重複と空白期間の解消を図るため、第2次総合計画の基本構想の期間を「平成3

0年度から令和5年度まで」に変更、また、基本計画の期間を「平成30年度から令和5年度まで」とすることについて協議をお願いしたい。

- 基本計画について、もともと前期・後期と別れていたが、今回の変更では前期・後期という考え方はなくし、「平成30年度から令和5年度まで」とする。
- 安中市総合計画条例第4条では、「市長は、基本構想又は基本計画を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、安中市総合計画審議会に諮問するものとする。」また、第5条では「市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、諮問（基本構想に係るものに限る。）に係る審議が終了した後に、議会の議決を経なければならない。」と定められている。
- 今回は、基本構想の中身については、特段変更する予定はないが、期間の変更を予定している。期間に係わる記述の変更案があるので併せて、資料4 第2次総合計画3頁改訂案をご覧ください。
- 1行目から3行目は変更なし。4行目から、「基本構想は、計画全体を貫く軸であり、計画期間は平成30（2018）年度から令和5年（2023）年度までの6か年とします。」「基本計画も、基本構想と合わせ、計画期間は平成30年（2018）年度から令和5年（2023）年度までの6か年とします。」とする。実施計画については変更なし。
- 諮問事項1の「第2次安中市総合計画の計画期間の変更について」は、このように変更することを、ご審議いただきたい。

<審議>

会長	市長が変わったために計画期間の変更が必要ということで諮問を受けた。この件について意見等あるか。
委員	基本構想の内容に変更はなく期間のみの変更というのが説明の趣旨である。特段問題はない。
委員	社会情勢が大きく変わる中、国も「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改定して「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に変えていく。時代の流れとして変化が激しいので、新しいものをつくるために期間を短縮して整合性を図ることには賛成である。
会長	期間変更について特に異論も問題もなしということで承認する。
事務局	ただ今の審議を踏まえて、答申案について協議いただきたい。（資料5 答申書（案）を配布）
会長	答申案についても承認ということよろしいか。
委員	異議なし。

諮問事項2 第2次安中市総合計画基本計画の変更について

第2次安中市総合計画基本計画の変更について [第2次総合計画27頁以降]

<説明>事務局

◆基本計画の変更案について

- まちづくりの目標として指標と目標値が定められている。この目標値は最終年度を平成38年としているので、これについては、令和5年度を目標とするように見直す。
- また、それ以外にも「5年間の取組の方針」についても「6年間の取組の方針」に変更し、関連する

計画・指針等の記載を現時点の計画・指針等に修正する。

- その他の箇所で修正が必要なものも含め、現在、担当所管課に照会しているところである。今後取りまとめたうえで、2月下旬～3月上旬に改めて審議会を開催し、そこで協議していただきたい。

<審議>

会長	計画期間が短縮することに伴い、例えば総合計画38頁のようなパーセンテージで表示されているものが変更される。計画期間の変更に関連した調整を行うということで良いかが諮問事項2である。
委員	27頁以降について、計画期間の変更に伴う文言上、数値上、あるいは他の関連施策の整合ということは良いが、それ以外にも課題がある。97の市長公約の再起動プロジェクトの項目を短期・中長期・長期的にどう捉えて達成していくかが問題である。この97項目については総合計画とバッティングする部分もあると思うので、それとどう整合性を図るか。その辺り事務局としてどのように考えているのか知りたい。
事務局	今回の変更では、第2次総合計画の基本計画を計画期間の変更に伴いどのように変更するかが課題である。今の話は第3次の策定に関連されると考える。総合計画との整合性やどの項目を基本計画の大きな柱にしていくかについては今後重要な課題である。公約をどのように渗ませていくかについては大変な部分もあるので、また皆様の知恵を拝借しながら作り上げていきたい。
会長	第2次総合計画が来年度まで続き、再来年度から第3次総合計画に変わるので、市長の公約と総合計画の関係については来年度の審議会では協議が必要になっていくと考える。 他に何か意見はあるか。 諮問事項2についてはまだ審議する段階ではなく、方向性を我々が了解したということとする。
会長	協議事項が全て終わったので、本日の審議はこれで終了とする。ここで議長の任を解かせていただく。

7 その他

- 諮問事項1については1月24日（火）9時半から市長への答申書伝達式を行う。
- 諮問事項2については2月14日（火）午前を開催予定の第2回審議会では協議する。

8 閉会

以上

議事録署名人

萩原 豊彦

議事録署名人

渡辺 美子